

**交通マナーを高める事故防止コンクール**  
**(セーフティラリー京都)**  
**実施要綱**

1 趣旨

企業活動に従事する運転者の交通マナーを高めることにより、企業における交通事故防止活動を積極的に推進し、地域社会全体の交通モラルの確立と、道路交通の安全確保を図ることを目的とする。

2 主催・後援

(1) 主催

- ア 安全運転管理事業所等グループ  
一般財団法人 京都府交通安全協会（京都府交通安全活動推進センター）
- イ 運行管理事業所グループ  
一般社団法人 京都府タクシー協会  
京都個人タクシー団体協議会  
一般社団法人 京都府トラック協会  
一般社団法人 京都府バス協会

(2) 後援

- 京都府交通対策協議会
- 京都府警察本部
- 近畿運輸局京都運輸支局
- 自動車安全運転センター京都府事務所

3 実行委員会

- (1) このコンクールを円滑に推進するため、実行委員会を設置する。
- (2) 実行委員会は、下記の委員をもって構成し、関係機関との調整及び本コンクールに関する運営事務を行う。

(3) 委員

- |                 |      |
|-----------------|------|
| 一般財団法人京都府交通安全協会 | 専務理事 |
| 一般社団法人京都府タクシー協会 | 専務理事 |
| 京都個人タクシー団体協議会   | 会長   |
| 一般社団法人京都府トラック協会 | 専務理事 |
| 一般社団法人京都府バス協会   | 専務理事 |

(4) 顧問

- 京都府警察本部 交通部長
- 近畿運輸局 京都運輸支局長

4 実施要領

(1) 実施期間

7月1日から同年9月30日までの3箇月間

(2) コンクールの種類と内容

- ア 安全運転管理事業所等事故防止コンクール

(ア) 内容

安全運転管理事業所等（以下「安管事業所等」という。）が、事業所単位で、期間中の安全運転と、事業所における交通安全活動を競う。

(イ) 参加資格

「セーフティラリー京都」に参加している安管事業所等

イ 運行管理事業所事故防止コンクール

(ア) 内容

運行管理事業所（以下「運管事業所」という。）が、事業所単位で、期間中の安全運転と、事業所における交通安全活動を競う。

(イ) 参加資格

主催団体に加盟している運管事業所

ウ セーフティラリー京都

(ア) 内容

事業所に所属する運転者が、5名1組のチームを組み、チーム単位でコンクール期間中、無事故・無違反を目指す。

(イ) 参加資格

京都府内の安管事業所、主催団体に加盟している運管事業所及びその他の事業所の運転者。但し、1事業所からの参加数に上限はないが、1人が複数のチームに重複して参加することはできない。

(3) 参加要領

ア 安管事業所等事故防止コンクール

「セーフティラリー京都」に参加した安管事業所等は、自動的に参加することとなる。

イ 運管事業所事故防止コンクール

(ア) 参加申込期限

別途示すところによる。

(イ) 参加申込要領

別添1「参加計画書」を作成し、所属する主催団体に提出する。

(ウ) 結果報告

別添2「結果報告書」を作成し、別に定めるところによる期限までに、所属する主催団体に提出する。

ウ 「セーフティラリー京都」

(ア) 参加申込期限

別途示すところによる。

(イ) 参加費

1チーム3,350円（1名あたり670円）

※ 参加費は、運転記録証明書の交付手数料に充てられる。

(ウ) 申込要領

別紙「セーフティラリー京都」参加申込の手順に従い、申込みを行う。

(エ) 結果通知

「セーフティラリー京都」の結果は、11月中に、自動車安全運転センター京都府事務所より参加事業所の代表者に送付される。

送付される内容は、参加者の運転記録証明書（1年間）及び1年以上無事故・無違反者にはSDカードが1名ずつ封緘され、参加チーム別の無事故・無違反達成状況（一覧）が同封される。

(オ) 留意事項

「セーフティラリー京都」への参加費払込は、別途示す。

(4) ステッカーの貼付、交通安全活動への参加

コンクール期間中は、自動車等の所定の位置にステッカーを貼付し、交通安全活動に参加するなどして、運転者の安全運転意識の高揚に努める。

【ステッカーの貼付指定位置】

貨物車	左側ドア中央部（窓ガラスには貼付しないこと）
二輪車	ガソリントankの左側面
その他	後部窓ガラスの左側下部で後方の視野を妨げない位置

(5) 様式のダウンロードについて

本要綱に添付された各様式については、一般財団法人京都府交通安全協会のホームページからもダウンロードできる。

5 表彰

(1) 安管事業所等事故防止コンクール

表彰区分	表 彰 者	内 容
金 賞	京都府警察本部長 京都府交通安全協会会長	「セーフティラリー京都」参加チームの無事故・無違反の達成状況及び交通安全活動に対する取組み状況を実行委員会で審査の上、成績が特に優秀であった事業所に授与

(2) 運管事業所事故防止コンクール

表彰区分	表 彰 者	表 彰 者
金 賞	京都府警察本部長 京都府交通安全協会会長	事業所の無事故・無違反の達成状況及び交通安全活動に対する取組み状況を実行委員会で審査の上、成績が特に優秀であった事業所に授与
優 秀 賞	京都府警察本部 交通部長  近畿運輸局 京都運輸支局長	事業所の無事故・無違反の達成状況及び交通安全活動に対する取組み状況を実行委員会で審査の上、成績が優秀であった事業所に授与
奨励賞	各主催団体の長	事業所の無事故・無違反の達成状況及び交通安全活動に対する取組み状況を実行委員会で審査の上、成績が良好であった事業所に授与

(3) セーフティラリー賞

賞 品	内 容
1万円のギフト券 (本数は、参加チーム数により決定)	無事故・無違反を達成したチームの中から抽選により贈呈

抽選会については、別途示す。

## 6 主催団体連絡先

団体名	所在地	電話・FAX
一般財団法人 京都府交通安全協会	〒602-8018 上京区衣棚通出水上の御霊町63番地	☎ 411-0056 FAX 411-0058
一般社団法人 京都府タクシー協会	〒612-8418 伏見区竹田向代町51-5	☎ 691-6518 FAX 682-5325
京都個人タクシー 団体協議会	〒612-8418 伏見区竹田向代町51-5	☎ 694-5667 FAX 661-6070
一般社団法人 京都府トラック協会	〒612-8418 伏見区竹田向代町48-3	☎ 671-3175 FAX 661-0062
一般社団法人 京都府バス協会	〒612-8418 伏見区竹田向代町51-5	☎ 691-6517 FAX 681-9499

## 7 京都府交通安全協会支所 連絡先

支所(協会)名	所在地	電話
川端支所 (川端交通安全協会)	〒606-8351 左京区岡崎徳成町1 川端警察署内	(075) 771-0110
上京支所 (上京交通安全協会)	〒602-8386 上京区御前通今小路下る馬喰町692-1 上京警察署内	(075) 465-0110
東山支所 (東山交通安全協会)	〒605-0862 東山区清水4丁目185-6 東山警察署内	(075) 525-0110
中京支所 (中京交通安全協会)	〒604-8804 中京区壬生坊城町48-16 中京警察署内	(075) 823-0110
下京支所 (下京交通安全協会)	〒600-8413 下京区烏丸通高辻上る大政所町682 下京警察署内	(075) 352-0110
下鴨支所 (下鴨交通安全協会)	〒606-8206 左京区田中馬場町6 下鴨警察署内	(075) 703-0110
伏見支所 (伏見交通安全協会)	〒612-8384 伏見区下鳥羽浄春ヶ前町101 伏見警察署内	(075) 602-0110
山科支所 (山科交通安全協会)	〒607-8185 山科区大宅神納町167 山科警察署内	(075) 575-0110
右京支所 (右京交通安全協会)	〒616-8162 右京区太秦蜂岡町31 右京警察署内	(075) 865-0110
南支所 (南交通安全協会)	〒601-8444 南区西九条森本町39-2 南警察署内	(075) 682-0110
北支所 (北交通安全協会)	〒603-8202 北区紫竹東桃ノ本町25 北警察署内	(075) 493-0110
西京支所 (西京交通安全協会)	〒615-8236 西京区山田大吉見町7・8合地 西京警察署内	(075) 391-0110
乙訓支所 (乙訓交通安全協会)	〒617-0006 向日市上植野町上川原5 向日町警察署内	(075) 921-0110
宇治支所 (宇治交通安全協会)	〒611-0021 宇治市宇治宇文字2-12 宇治警察署内	(0774) 21-0110
城陽支所 (城陽交通安全協会)	〒610-0121 城陽市寺田庭井25-1 城陽警察署内	(0774) 53-0110
八幡支所 (八幡交通安全協会)	〒614-8071 八幡市八幡五反田37-8 八幡警察署内	(075) 981-0110

綴喜支所 (綴喜交通安全協会)	〒610-0332 京田辺市興戸小モ詰1 田辺警察署内	(0774) 63-0110
相楽支所 (相楽交通安全協会)	〒619-0214 木津川市木津南垣外15 木津警察署内	(0774) 72-0110
亀岡支所 (亀岡交通安全協会)	〒621-0805 亀岡市安町大池8 亀岡警察署内	(0771) 24-0110
南丹船井支所 (南丹船井交通安全協会)	〒622-0014 南丹市園部町上本町南2-5 南丹警察署内	(0771) 62-0110
綾部支所 (綾部交通安全協会)	〒623-0053 綾部市宮代町宮ノ下6・7・8合地 綾部警察署内	(0773) 43-0110
福知山支所 (福知山交通安全協会)	〒620-0882 福知山市字堀小字上高田2108-3 福知山警察署内	(0773) 22-0110
全舞鶴支所 (全舞鶴交通安全協会)	〒624-0853 舞鶴市南田辺9 舞鶴警察署内	(0773) 75-0110
宮津支所 (宮津交通安全協会)	〒626-0041 宮津市字鶴賀2151 宮津警察署内	(0772) 25-0110
京丹後支所 (京丹後交通安全協会)	〒627-0042 京丹後市峰山町長岡469-1 京丹後警察署内	(0772) 62-0110

8 運転記録証明書に関する問い合わせ先

自動車安全運転センター 京都府事務所	〒612-8486 伏見区羽束師古川町647 E-mail Kyoto.cae@jsdc.or.jp	☎ (075)631-7600 FAX (075)631-9453
-----------------------	--	--------------------------------------

9 個人情報の取扱いについて

京都府交通安全協会が取得した個人情報については、事故防止コントロール(セーフティラリー京都)の事務を行うために利用します。

第 回 交通マナーを高める事故防止コンクール

参加計画書（運行管理事業所用）

年 月 日提出

事業所名	
所在地	
電話番号	
参加事業所の参加台数	大型自動車（ 台） 自動二輪車（ 台） 中型自動車（ 台） その他の車両（ 台） 普通自動車（ 台）
参加者数	
セーフティラリー 京都への参加状況	参加チーム数 （ チーム）
今回特に取り組む 内 容	

注：○ この参加計画書は、運行管理事業所が主催団体に提出するもので、  
安全運転管理事業所等は、提出する必要はありません。

- 安全運転管理事業所等は、セーフティラリー京都に参加することにより、自動的に事故防止コンクールに参加することになります。

第 回 交通マナーを高める事故防止コンクール

結果報告書（運行管理事業所用）

年 月 日提出

事業所名	
所在地	
電話番号	

1 交通事故発生状況

第一当事者				第二当事者				管理車両 台数	期間中の 走行距離
死亡	重傷	軽傷	物損	死亡	重傷	軽傷	物損		
								台	km

2 期間中特に取り組んだ活動内容(資料があれば、添付してください。)

○ この結果報告書は、運行管理事業所が主催団体に提出するもので、安全運転管理事業所等は、提出する必要はありません。